

市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

国は、令和7年度末までに市町村基幹業務のシステム標準化・政府クラウドへの移行を行うこととしており、都道府県には法令等に基づく市町支援を行うよう求めている。

期限までに県内市町の基幹業務のシステム標準化が完了できるよう、市町等の支援を実施するため、当該支援の提供事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 業務概要

(1) 業務名

市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、予算に関する議会承認が得られた場合とする。

(3) 業務内容

「市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務プロポーザル要求仕様書」のとおり

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、それぞれ「市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務」の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、5に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

ア 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

カ 地方自治体における市町基幹業務システムの標準化・共通化に係る支援に関する業務を請け負った実績を有する者であること。

キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証または、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与しているプライバシーマークを取得していること。

ク 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

（ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

（エ）役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

（オ）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）共同企業体

ア （1）のアからオまでおよびキからクに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

（ア）共同企業体の目的

（イ）共同企業体の名称

（ウ）構成員の名称および所在地

（エ）代表構成員の名称および権限

（オ）構成員の出資割合

（カ）各構成員の責任

（キ）利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

（ク）取引金融機関の名称

（ケ）事業期間中における構成員の脱退に関する措置

（コ）事業期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

（サ）共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の代表構成員が（1）カに掲げる要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 2案以上の企画提案をした場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 提出書類

(1) 受審資格認定申請に関する資料

ア 受審資格認定申請書等（様式1～2、4）

イ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの）

- ・ 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
- ・ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署）

ウ 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規程第11号）第146条の規定による競争入札参加資格を有していない者にあつては、

・ 登記事項証明書（写し）【法人の場合】

法務局が発行する履歴事項全部証明書、発行日が3か月以内のもの

・ 経歴書【法人の場合】

登記事項証明書に記載の役員等の経歴書

・ 身分証明書（写し）【個人の場合】

市町村が交付する破産者等でない旨の証明書、発行日が3か月以内のもの

・ 登記されていないことの証明書（写し）【個人の場合】

後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書、発行日から3か月以内のもの

・ 財務諸表

直前決算のもの、貸借対照表および損益計算書

ただし、初回決算期が未到達の企業においては、直近時点の試算表を提出すること。

(2) 企画提案に関する資料

ア 企画提案書

電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）

6 提出方法等

(1) 提出方法

電子メールによる。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料 令和5年7月18日（火）17時まで（必着）

企画提案に関する資料 令和5年8月14日（月）12時まで（必着）

※提出期限後における資料の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県未来創造部DX推進課

電話 0776-20-0267

電子メール dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

7 質問の受付および回答

(1) 本事業に関する質問事項については、令和5年8月7日（月）12時までに、6（3）あてに電子メールで文書（様式3）を提出すること。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

8 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和5年7月24日（月）までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。

9 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

(1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

(2) 契約先候補者選定にあたり、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは令和5年8月21日（月）を予定している。

プレゼンテーションの開催通知等については、企画提案書を提出した者に、書面で通知する。

(3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

(4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

10 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。

ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。

(2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

1.2 契約上限金額

42,108,000円(税込)を上限とする。

※本プロポーザルに基づく契約については、令和5年度6月補正予算が成立した後、執行するものであり、原則として予算の範囲内において、提示された見積金額で契約を行う。予算が成立しない場合、県は契約を締結しないものとする。このことにより参加者に損失が生じた場合も、県は損害賠償の責を負わないものとする。

1.3 問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県未来創造部DX推進課

担当 古田

TEL : 0776-20-0267

E-mail : dx-suishin@pref.fukui.lg.jp